

仙台市の重層的支援体制整備事業にかかる取り組み

仙台市健康福祉局社会課

1. 重層的支援体制整備事業とは

- ・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により社会福祉法が改正（令和3年4月1日施行）され、創設された事業です。
- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において以下3つの支援を一体的に実施します。

- ①高齢者や障害者といった本人や世帯の属性を問わない**相談支援**
- ②就労や居住支援等による社会とのつながりを回復する**参加支援**
- ③地域社会からの孤立を防ぎ、交流や活躍の機会を生み出す**地域づくりに向けた支援**

- ・これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するため、以下2つの機能を強化します。

- ④支援が届いていない人を把握し、支援を届ける**アウトリーチ等を通じた継続的支援**
- ⑤複雑化・複合化した事例について整理・調整・役割分担等を行う**多機関協働による支援**

2. 仙台市の重層的支援体制整備事業の内容

仙台市では、令和5年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。
（従前より実施中の事業を位置づけ）

①包括的相談支援事業

- ・地域包括支援センター
- ・基幹相談支援センター
- ・障害者相談支援事業所
- ・子育て支援専門相談
- ・発達相談
- ・わんすてっぴ など

③地域づくり事業

- ・地域介護予防活動支援
- ・第1層生活支援コーディネーター
- ・障害者小規模地域活動センター
- ・児童厚生施設
- ・公立保育所子育て支援
- ・小地域福祉ネットワーク推進 ほか

②参加支援事業(新) 「ひなたぼっこ」の24時間緊急受け入れで実施

④多機関協働事業(新)

⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(新)



仙台市社会福祉協議会の
CSW 配置で実施



3. 仙台市の重層的支援体制整備事業の基本方針と取り組み

孤立させない つながる支援

支援を必要とする人も
支援をする人も
孤立せず
つながり合い
つながり続ける



- ① 保健福祉センターを中心とした支援体制の充実・強化
制度の「狭間」や「手前」の人に対し、生活困窮者自立支援法の視点
や、地域資源を活用した支援の視点を持ち、受け止めの幅を広げる
- ② つながり検討の場の設置
公的支援と地域資源の組み合わせによる孤立させない支援を考える
誰もがどこかにつながることでできる場を増やす
- ③ 「つながる」支援の実施
自ら支援を求められない人に支援を届けるつながり続ける支援
支援者の孤立を防ぐ

仙台市の重層的支援体制整備事業の取り組みとして、課題を抱える本人や世帯の支援において以下のような対応が望ましいケースを主な対象とし、「つながる会議（次項参照）」を用いて、検討を行っていきます。

- ・公的支援と地域の福祉活動等との連動
- ・適切な支援制度等を考えるための丁寧なアセスメントや課題の解きほぐし
- ・幅広い関係機関・団体等との情報共有

4. 「つながる会議」とは？

仙台市においては、社会福祉法の改正により新たに設けられた「支援会議※1」と、国の要綱に基づく「重層的支援会議※2」の2つを総称して「つながる会議」としています。

「つながる会議」では、区役所保健福祉センター（総合支所も含む）の各課、仙台市社会福祉協議会のCSW、その他ケースの課題に応じ、わんすてっぷ（包括的相談支援事業）、ひなたぼっこ（参加支援事業）をはじめ、当事者をとりまく関係機関が参加します。

市社協CSWのアウトリーチ支援によるアセスメント等を実施する中で、当事者の地域生活に必要な支援や地域ぐるみの見守り体制等を検討します。

※1 支援会議（根拠：社会福祉法第106条の6）

市町村が支援関係機関等を招集して開催し、ケースの支援に関する検討を行う会議です。会議参加者には守秘義務が課されるため、本人の同意がなくとも個人情報の共有が可能です。

※2 重層的支援会議（根拠：重層的支援体制整備事業実施要綱）

多機関協働事業者である市社協CSWが「本人から個人情報共有の同意を受けて」開催する会議です。CSWが本人の意思を踏まえた支援プランを作成します。

5. 仙台市の令和5年度の取り組み予定

令和4年度に宮城総合支所で「つながる会議」のモデル実施を行いました。今年度は、その実施状況も踏まえ、社会課が調整し、各区・総合支所で順次、「つながる会議」を2例程度、試験的に実施し、課題の整理を行った上、本市としての事業のあり方を検証していく予定です。

6. 関係機関向けQ&A

Q.1 「つながる会議」において関係機関は特別な対応が必要か？

A.1 基本的には区または総合支所から声がかかるケース会議にご参加いただくイメージで結構です（区社協のCSWから声がかかることもあります）。他のケース会議同様、支援経過や所感についてご発言いただくことも想定されますので、その際にご協力ください。

Q.2 「つながる会議」をしてほしい事例があるのだが。

A.2 今年度は全区を通してのスタートアップ的な位置づけであり、会議を開催する中で区や参加者からご意見をいただき、会議のあり方等について改善を図ってまいりたいと考えています。以上を踏まえ、今年度は区または総合支所職員（または市社協CSW）からのお声がけに応じる形でご参加ください。

Q.3 各分野の様々な事業が重層的支援体制整備事業（以下、「本事業」という）の中に組み込まれたことで、今までやってきた事業の運用や取り組みに影響はあるのか？

A.3 本事業の実施により、令和5年度から本市においては国の補助金が一括交付されることとなりましたが、一括交付された補助金は各事業に分配することとしており、各事業への影響は現状ありません。各事業の実施者の皆様においては引き続き、各所管課と取り組みを進めて下さい。

Q.4 これまで様々な課題を持つ事例を各法に基づくケース会議で扱ってきた。複合的な課題を持つ事例は、全て「つながる会議（ここでは支援会議）」としなくてはならないか？

A.4 つながる会議は、地域ぐるみの見守り体制づくりのために、検討の中で地域住民なども会議の構成員としていくことが重要であると考えており、「守秘義務を持たない方」を会議に含める際に、参加者同士が安心して情報共有できることに強みがあります。既に各法に基づく会議において、参加者の守秘義務が担保され、幅広い情報共有ができる信頼関係やネットワークが構築されている場合は、あえて「つながる会議」を用いる必要はありません。

Q.5 「つながる会議」に持ち込めば、参加機関や行政に課題を解決してもらえるのか？

A.5 「つながる会議」が目指すものは、目に見えている諸課題（ひきこもり、浪費、家賃滞納、依存症等）を生み出してしまう対象者の背景を参加者が理解し、CSW等による地域と当事者へのアウトリーチをもって世帯情報を多面的に捉えながら、見守り体制を考える伴走型の支援です。こうしたことから、課題解決型の支援を他の参加者に委ねたり、即効性を求める様な支援を求める場としては向きません。